

生食発 1223 第 2 号  
令和 2 年 12 月 23 日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省大臣官房  
生活衛生・食品安全審議官  
( 公 印 省 略 )

「ゲノム編集技術応用食品及び添加物の食品衛生上の取扱要領」の一部改正について

「ゲノム編集技術応用食品及び添加物の食品衛生上の取扱要領」（令和元年 9 月 19 日大臣官房生活衛生・食品安全審議官決定。以下「取扱要領」という。）において、今後継続して検討していくものとされていた「後代交配種の取扱い」については、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会遺伝子組換え食品等調査会による同部会への報告をもって、決定されました。

このことを踏まえ、別添のとおり取扱要領を改正し、今後、ゲノム編集技術応用食品及び添加物については、別添に従い、取り扱うこととしますので、御了知の上、開発者等への指導方よろしく申し上げます。